

お知らせ

この付近に^{ふきん ほうち}放置されていた^{じてんしゃ}自転車・ミニバイクは、
^{ほんし てつきよ}本市が撤去し、^{ほかん}保管しています。

(「^{おおさかしじてんしゃとう}大阪市自転車等の^{ちゅうしゃ てきせいか}駐車の適正化に関する^{かん}条例」^{じょうれい}第10条^{だい}第2項^{じょうだい こう}の規定により)

^{しゅうしゃとう}所有者等は、以下のとおり^{い か}引取りの^{ひきと}手続き^{てつづ}
を行^{おこな}ってください。

(1) ^{てつきよ}撤去した日 ^{が っ}11月^{に ち}11日

※ ^{てつきよ}撤去した日^ひから^{にちけいか}20日経過しても^{ひきと}引取りに^こ来られない
^{ばあい}場合は、^{おおさかし}大阪市において^{しよぶん}処分します。

(2) ^{じてんしゃとう}自転車等を^{ほかん}保管している場所^{ばしよ}

みに^{じてんしゃほかんしよ}三国自転車保管所

^{じゅうしよ}住所 ^{おおさかしよどがわく}大阪市淀川区^{みにほんまち}三国本町2-19 (^{はんきゅうでんしゃこうかした}阪急電車高架下)

^{かいせつじかん}開設時間 ^{ごぜん}午前10時^じ～^{ごご}午後6時 (^{ていきゅうび}定休日 ^{が っ}12月29日^{に ち}～^{が っ}1月3日^{に ち})

^{でんわ}電話 06-6395-9996

(3) ^{ひきと}引取りの際に必要なもの^{さい ひつよう}

① ^{てつきよほかんりよう}撤去保管料 [^{じてんしゃ}自転車] 3,500円^{えん} [^{えん}ミニバイク] 5,000円

② ^{じてんしゃとう}自転車等のカギ

③ ^{ほんにん}本人であることが^{かくにん}確認できるもの (^{うんてんめんきょしょう}運転免許証、^{けんこうほけんしょう}健康保険証など)

※なお、^{てつきよじ}撤去時に^{ひつよう}必要に応じて^{おう}チェーン錠^{じょう など}等は^{せつたん}切断します。

また、^{しゃたい}車体の一部が^{いちぶ}破損する^{はそん}場合がありますが、^{ばあい}いずれの場合も
^{せきにん}責任は^お負いません。

できるだけメモ等^{など}していただき、この紙^{かみ}は^も持ち帰り^{かえ}されないよう^{ねが}お願いします。



^{おおさかし}大阪市 ^{おおさかふ}大阪府 ^{けいさつしよ}警察署